

# 物資立替金償還能力調査書

所属所名	〇〇市役所																
所属所番号	〇	〇	〇	組合員番号	〇	〇	〇	〇	給料月額	3	0	0	0	0	0	円(A)	
フリガナ	キョウサイ タロウ								償還区分	毎月均等・ボーナス併用							
組合員氏名	共済 太郎								立替申込金額 (5万円単位)	1	5	0	万円				
借入状況確認 <small>すべての借入状況の有無について、必ずどちらかに〇印をつけてください。</small>	共済組合	有	無	共済組合	有	無	住宅金融	有	無	銀行	有	無					
	その他公庫	有	無	労働金庫	有	無	信用金庫	有	無	信用組合	有	無					
	消費者金融	有	無	信販会社	有	無	地方公共団体による住宅融資等	有	無	互助会	有	無					
	個人	有	無	その他					有	無							
借入状況記載欄																	
新規申込みの償還金額及び借入状況確認で「有」に〇印をつけた借入の償還状況について記入し、償還表等を添付してください。																	
	借入先	借入日	借入金額	現在の残高	毎月の償還額	ボーナスの償還額											
新規借入	物資立替		150万円	円	12,034円	63,498円											
			万円	円	円	円											
既存借入	住宅貸付	00.0.0	1,000万円	6,543,210円	20,174円	121,483円											
	〇〇銀行	00.0.0	100万円	123,456円	17,792円	15,019円											
			万円	円	円	円											
			万円	円	円	円	円										
			万円	円	円	円	円										
計			万円	円	(B) 50,000円	(C) 200,000円											
収入に対する償還額の割合 <small>償還額の割合が30%を超える場合は、物資事業を利用できません。</small>	1. 給料月額に対する毎月の償還額の割合																
	毎月償還額 (B)		給料月額 (A)		割合 [(B)÷(A)×100]												
	50,000 円		300,000 円		16.6 %												
	2. 年収額に対する年間償還額の割合																
年間償還額 {(B)×12+(C)×2}				年収額 {(A)×12+(A)×4}				割合 [(D)÷(E)×100]									
1,000,000 円(D)				4,800,000 円(E)				20.8 %									
茨城県市町村職員共済組合物資供給規則(規程)に基づき、上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。																	
1. この申告について、所属所長が確認すること。 2. 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。 3. この調査書と相違することが判明した場合は、当組合の即時償還命令に従うこと。 〇〇年 〇月 〇日 茨城県市町村職員共済組合理事長 様																	
申込人氏名 〇〇〇 〇〇〇																	
茨城県市町村職員共済組合物資供給規則第6条第2項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申し込みは事実に相違なく、適正なものであることを認めます。																	
〇〇年 〇月 〇日 所属所長 〇〇市長 〇〇 〇〇																	

※育児休業等で給料が減額される方は、様式第9号「償還能力審査に係る休業時間等報告書」で算出した給料月額を「給料月額」に記入してください。

(裏面)

## 記 入 上 の 注 意

1. 申込人は、共済組合及び他の金融機関等からの借入状況についてすべて記載してください。

2. 立替申込金額

5万円単位で記入し、その償還方法を「償還区分」で選択してください。

なお、「立替申込金額」が50万円未満の場合は、ボーナス併用は選択することができません。

3. 借入状況確認

共済組合及び他の金融機関等からの借入れについて、かならず「有・無」のどちらかを選択してください。

なお、「有」に○をつけた借入先については「借入状況記載欄」に申告日現在の償還状況を記入してください。

4. 借入状況記載欄

①当組合からの借入れ分を記入する場合、「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」については、立替金又は貸付金の償還表による金額を記入してください。

②新規借入については、今回申請分の償還額の記入とともに、同一の自動車購入により当組合の貸付事業又は銀行、自動車販売店等からの借入れを行う場合に併せて記入してください。

③他の金融機関等から既に借入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。

また、以前に当組合から借入れを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。

④申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合も記入してください。

この場合、申込人が実際に支払う額ではなく、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」に記入してください。

（連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。）

⑤「収入に対する償還額の割合」の年間償還額については、毎月の償還額の1.2倍にボーナスの償還額の2倍を加えた額を記入してください。

また、年収額については、給料月額に1.2倍にボーナスの額（実支給額にかかわらず給料月額の4倍又は条例に基づき支給される額いずれか低い額）を加えた額を記入してください。

5. 次の事項のいずれかに該当する場合は、物資事業の申し込みができません。

○ 「収入に対する償還額の割合」について、償還額が給料月額又は年収額の30%を超えているとき。

育児休業等により減額されている場合は、減額後の給料月額を基準とします。

○ 給与その他の給与（退職手当又はこれに相当する手当を含む）の差押又は保全処分を受けているとき。

○ 給料の全部が支給停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。

○ 貸付事故者（破産者、民事再生法による再生債務者等。）となったとき。

6. この調査書が提出されたとき、必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。